

総務省自治行政局選挙部長 殿

総務省行政評価局長

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の
期日前投票日の統一（あっせん）

総務省行政評価局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、「衆議院議員総選挙の期日前投票日と最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）の期日前投票日が異なることにより、国民に負担を強いる状況がみられることから、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票日を統一すべきではないか。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当局としては、下記のとおり、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票日が異なることによる国民負担の軽減を図る観点から、改善措置を講ずる必要があると考えますので御検討ください。

なお、これを踏まえ、貴部において御検討の措置結果等については、平成 27 年 4 月 23 日までに当局に回答してください。

記

1 当局の調査結果

(1) 期日前投票期間が統一されていないことによる支障

ア 平成 17 年、21 年及び 24 年に実施された衆議院議員総選挙と国民審査の投票日当日に国民審査を行わなかった有権者の割合が、それぞれ 1.3%、1.0% 及び 0.8%となっているのに比べ、期日前投票期間に衆議院議員総選挙は投票したものの国民審査を行わなかった有権者の割合は、それぞれ 13.8%、13.5%及び 12.7%と高くなっている。

この原因の一つとして、国民審査の期日前投票が、衆議院議員総選挙の期

日前投票より遅れて開始され、国民審査の期日前投票の期間（7日間）が、衆議院議員総選挙の期日前投票の期間（11日間）より短いことによることが考えられる。

すなわち、国民審査の期日前投票開始前（投票日11日前から8日前までの間）に衆議院議員総選挙の期日前投票のために投票所を訪れた者は、国民審査の期日前投票のために投票所を改めて訪れる必要がある。

その結果、国民審査に対する国民の権利が行使しにくく、国民に負担を強いることとなっているのではないかと考えられる。

イ 投票所において、先に衆議院議員総選挙の期日前投票のみを行い、後日、改めて国民審査の期日前投票を訪れた者に対し、総選挙の投票用紙を再度渡してしまったため、二重投票となってしまう例（平成24年12月16日執行衆議院議員総選挙において、総務省自治行政局選挙部が把握しているだけでも9件発生）がみられるなど公正な選挙に支障が生じている。このことから、これらの選挙事務を担当している市町村にとっても、二重投票を防止するための事務が煩雑なものとなっていると考えられる。

2 改善の必要性

現状では、上記のとおり、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票期間が異なることが、国民審査に対する国民の権利が行使しにくく、国民に負担を強いることとなっている原因の一つと考えられる。

総務省自治行政局選挙部では、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票期間の統一について、総選挙の公示日に審査の対象となる裁判官の氏名及び告示順序が確定してから投票用紙の印刷を開始する必要があるという実務上の問題も踏まえ、議論していく必要があると考えているとしており、第5回投票環境の向上方策等に関する研究会においても議題とされているところである。

したがって、総務省自治行政局選挙部は、上記を踏まえ、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票日が異なることによる国民負担の軽減を図るため、同研究会の結論を早急に得て、関係法令の改正等について検討する必要がある。

<参考>

1 期日前投票制度の概要

(1) 衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙の期日前投票は、選挙期日（投票日を示す。以下同じ。）に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる者が、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に、期日前投票所に行き、期日前投票事由に係る宣誓書に記載し、選挙期日と同じ方法（投票用紙を直接投票箱に入れる方法）で投票を行うこととされている。（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2）

(2) 最高裁判所裁判官の国民審査

最高裁判所の裁判官は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際、国民審査に付すこととされている。（日本国憲法第79条第2項）

また、国民審査の期日前投票は、審査の期日前7日から審査の期日の前日までの間に審査の投票をしなければならないとされている。（最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第26条ただし書き）

(3) 期日前投票者数の推移

総投票者数のうち、期日前投票者数（衆議院議員総選挙）の割合は、表-1のとおり、増加傾向となっており、約2割の水準に達している。

表-1 衆議院議員総選挙における期日前投票者数の推移

年	総投票者数(b)		(a/b)
	期日前投票者数(a)		
平成17	8,962,911人	69,526,624人	12.9%
21	13,984,085人	72,019,655人	19.4%
24	12,038,237人	61,669,475人	19.5%

(注) 1 本表は、総務省自治行政局選挙部の資料に基づき当局が作成した。

2 衆議院議員総選挙は小選挙区選挙の投票者数に基づく。

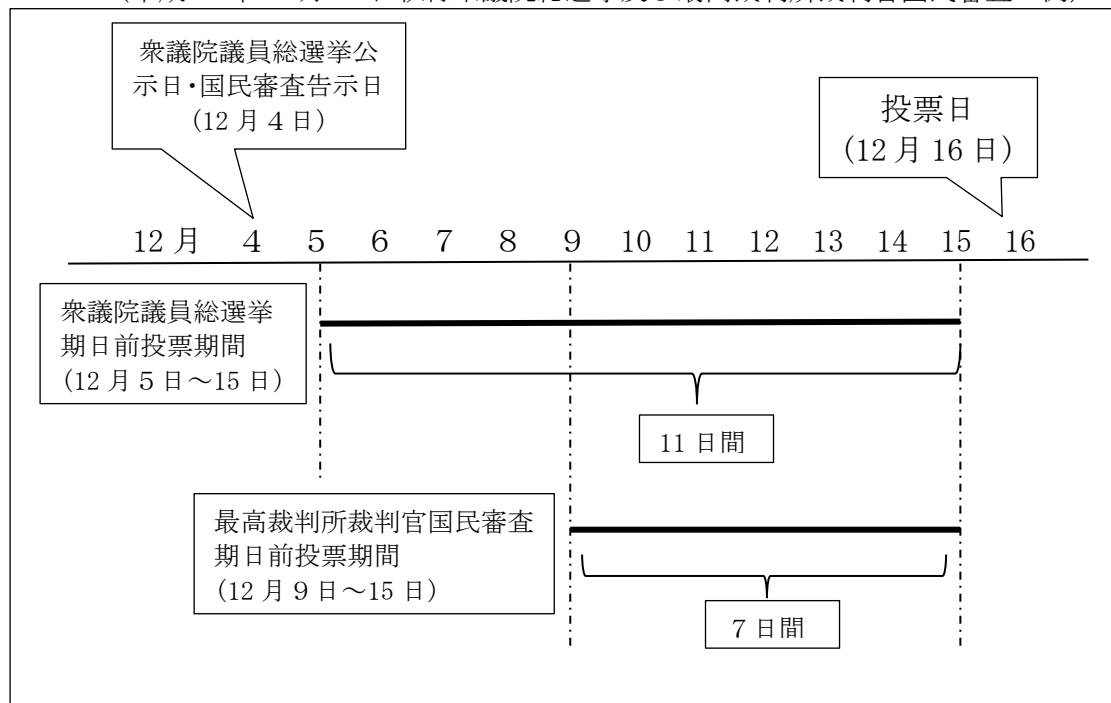
(4) 期日前投票期間の比較

平成24年12月の衆議院議員総選挙及び国民審査の期日前投票の実施開始日及び実施期間についてみると、図-1のとおり、衆議院議員総選挙の期日前投票開始日から4日遅れて国民審査期日前投票日が設定され、期日前投票の実施

期間は、前者が 11 日間であるのに対し後者は 7 日間となっている。

図－1 衆議院議員総選挙及び国民審査の期日前投票期間の比較

(平成 24 年 12 月 16 日執行衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の例)



(注) 当局の調査結果による。

(5) 衆議院議員総選挙及び国民審査における投票者数

衆議院議員総選挙及び国民審査における投票日当日の投票者数及び期日前投票者数の状況を見ると、表－2のとおり、投票日当日の投票者数については、国民審査投票者数が、衆議院議員総選挙投票者数よりも、平成 17 年が 79 万 4, 174 人、21 年が 58 万 8, 078 人及び 24 年が 40 万 4, 080 人それぞれ少ない。さらに、これらを投票日当日の衆議院議員総選挙投票者数に対する割合で見ると、それぞれ 1.3%、1.0%及び 0.8%となっている。

一方、期日前の投票者数については、国民審査投票者数が、衆議院議員総選挙投票者数よりも、平成 17 年が 123 万 8, 881 人、21 年が 189 万 3, 730 人及び 24 年が 153 万 2, 196 人それぞれ少なくなっている。これらの中には衆議院議員総選挙の期日前投票を行ったものの、国民審査の期日前投票を行わなかった有権者が相当数を占めていると考えられる。さらに、これを期日前の衆議院議員総選挙投票者数に対する割合で見ると、それぞれ 13.8%、13.5%及び 12.7%となっており、既述の投票日当日の 1.3%、1.0%及び 0.8%と比較すると、高くなっていると考えられる。

表－２ 衆議院議員総選挙及び国民審査における投票者数

投票	実施年	衆議院議員総選挙投票者数(a)	国民審査投票者数(b)	(a-b)	((a-b)/a)
当日	平成17年	59,906,512人	59,112,338人	794,174人	1.3%
	21年	57,353,548人	56,765,470人	588,078人	1.0%
	24年	49,044,650人	48,640,570人	404,080人	0.8%
期日前	平成17年	8,962,911人	7,724,030人	1,238,881人	13.8%
	21年	13,984,085人	12,090,355人	1,893,730人	13.5%
	24年	12,038,237人	10,506,041人	1,532,196人	12.7%

- (注) 1 本表は、総務省自治行政局選挙部の資料に基づき当局が作成した。
 2 当日投票者数＝総投票者数－期日前投票者数－不在者投票者数－在外投票者数
 (なお、国民審査は在外投票が認められていない。)
 3 衆議院議員総選挙は小選挙区選挙の投票者数に基づく。

(6) 国民審査投票用紙の印刷事務の流れ

国民審査投票用紙の印刷事務の流れ（平成24年12月16日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の例）をみると、図－2のとおり、告示日（12月4日）以前の11月20日付けで最高裁判所から通知された国民審査に付される裁判官の氏名を受けて、11月30日に中央選挙管理会（注1）で裁判官の告示の順序をくじで定め、同日に都道府県選挙管理委員会に通知（注2）されており、これに基づいて都道府県選挙管理委員会では国民審査投票用紙の印刷開始を印刷業者に指示し、印刷後、投票用紙が市町村選挙管理委員会に送付されて、期日前投票開始（12月9日）に間に合わせるように事務が進められている。

また、中央選挙管理会がくじにより裁判官の告示の順序を決定する日が、最高裁判所から裁判官氏名の通知を受けてから10日後の11月30日であることについて、総務省自治行政局選挙部では、i) 過去の実績等を勘案して日程調整した結果であること、ii) 中央選挙管理会の開催日を繰り上げることの可否については、法令の規定による国民審査期日前投票（期日前7日）までには投票用紙の印刷事務が間に合っている現状からすると、中央選挙管理会のくじを行う日を繰り上げる必要性はないとしている。

なお、都道府県選挙管理委員会事務局では、現状では国民審査投票用紙の印刷事務をこれ以上短縮することは困難であるとしている。

(注) 1 中央選挙管理会とは、総務省設置法に基づき置かれる特別の機関であり、主な職務は、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙、国民審査に関する事務などを管理している。

委員は、国会議員以外で、参議院議員の被選挙権を持つ人の中から国会が指名し、

内閣総理大臣によって任命される。委員数は5人、任期は3年の非常勤であり、委員長は委員の中から互選される。また、会議開催の定足数は過半数（3名）である。

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙に関連して、平成24年11月～12月に、計5回開催されており、このうち、くじにより裁判官の告示の順序を決定したのは、11月30日の第2回目である。

- 2 「最高裁判所裁判官国民審査に付される裁判官の氏名の告示の順序について」（平成24年11月30日付け総行管第268号）

図－２ 国民審査投票用紙の印刷事務の流れ

(平成 24 年 12 月 16 日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の例)

		総務省	都道府県選挙管理委員会	印刷業者	市町村選挙管理委員会
11月16日	金	衆議院解散			
11月17日	土				
11月18日	日				
11月19日	月				
11月20日	火	・11月20日付けで最高裁判所から国民審査に付される裁判官の氏名が通知 ・11月21日に都道府県選挙管理委員会へ裁判官氏名を通知	印刷業者と契約		
11月21日	水			(総選挙投票用紙の印刷・納品)	
11月22日	木				
11月23日	金				
11月24日	土				
11月25日	日				
11月26日	月				
11月27日	火				
11月28日	水				
11月29日	木				
11月30日	金	・中央選挙管理会で告示順序をくじ引き ・国民審査に付される裁判官の氏名の告示順序を都道府県選挙管理委員会に通知(FAX併用)	同通知を同日中に、印刷業者に送付	同通知に基づき国民審査投票用紙の印刷を開始	
12月1日	土			印刷作業	
12月2日	日				
12月3日	月				
12月4日	火	総選挙公示・国民審査告示			
			都道府県選挙管理委員会職員が、印刷業者へ赴き、仕上がりを検品	検品後、市町村選挙管理委員会に直接発送	
12月5日	水	総選挙期日前投票開始			
12月6日	木				国民審査投票用紙到着
12月7日	金				投票所分に仕分け作業
12月8日	土				
12月9日	日	国民審査期日前投票開始			
12月10日	月				
12月11日	火				
12月12日	水				
12月13日	木				
12月14日	金				
12月15日	土				
12月16日	日	投票日			

(注) 総務省自治行政局選挙部及び都道府県選挙管理委員会の資料に基づき、当局が作成した。

2 関係機関の意見（総務省自治行政局選挙部）

最高裁判所の裁判官は、衆議院議員総選挙の公示（国民審査の告示）までに任命された裁判官が国民審査に付されることとなるため、国民審査に付される裁判官は、衆議院議員総選挙の公示日（総選挙・国民審査の期日前12日）に確定することとなる。

国民審査制度においては、裁判官の氏名をあらかじめ印刷した投票用紙に「×」の記号を記載する投票方法を採用しており、衆議院議員総選挙の公示日に国民審査の対象となる裁判官の氏名及び告示順序が確定して初めて投票用紙の印刷を開始することが必要となるため、印刷に要する期間等を考慮した上で、国民審査の期日の7日前から期日前投票が可能とされている。

国民審査と衆議院議員総選挙の期日前投票・不在者投票のできる期間を合わせることは、こうした実務上の問題も踏まえ、議論していく必要があると考えている。

また、平成19年6月に議員提案により国会に提出された法律案においては、国政選挙・国民審査に電子投票を導入するとともに、国民審査の期日前投票期間を原則として衆議院議員総選挙の期日前投票期間と同様とする改正内容となっていたが、20年6月に審議未了により廃案とされており、各党各会派における議論も踏まえて対応していく必要があると考えている。